

茨城県中小企業資金融資制度

「新型コロナウイルス感染症対策融資」 のご案内

茨城県では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて売上高等の減少により経営の安定に支障を生じている中小企業者向けに「新型コロナウイルス感染症対策融資」を創設しました。

- 対象者：セーフティネット保証4号・5号，危機関連保証について市町村長からの認定を受けた中小企業者等
- 融資限度額：8,000万円
- 融資期間：10年以内（据置5年以内）
- 融資利率：年1.3%～1.6%
 - ・融資額3,000万円を上限に，当初3年間の利子補給（適用要件あり※）を実施
- 信用保証料：年0.70%～0.85%
 - ・融資額3,000万円を上限に，国による保証料補助あり（適用要件あり※）
- 資金用途：設備資金・運転資金
信用保証付既存融資の借換資金
- 取扱期間：令和2年5月1日から同年12月31日までの間に保証申込受け，令和3年1月31日融資実行分まで

※利子補給・保証料補助の適用条件

- ①個人事業主かつ小規模事業者で売上減少5%以上：保証料補助10/10，利子補給10/10
- ②上記を除く中小企業者で売上減少15%以上：保証料補助10/10，利子補給10/10
- ③上記を除く中小企業者で売上減少5%以上15%未満：保証料補助5/10

【問い合わせ先】

茨城県産業戦略部産業政策課金融グループ

茨城県水戸市笠原町978番6

TEL 029-301-3530

◇申し込み窓口：お近くの商工会議所または商工会